

平成 22 年度事業計画について

今年度、当財団は創立 19 年目を迎えます。日本の文化の向上、発展に寄与することを目的に平成 4 年 5 月に設立され、芸術活動への助成、大阪国際フェスティバルの開催、朝日賞の贈呈等の事業を実施し、着実に成果をあげてきました。また、平成 21 年度には新たに「文化財保護助成」を始めることができました。この事業は、朝日新聞社から寄附されたテレビ朝日株式約 2 万株の配当を原資にスタートしたものです。

一方、財団を取り巻く経済環境は厳しく、基本財産の運用収入は大幅に落ち込んだままで、協賛金、賛助金も期待通りには得られない状況です。今年度も管理費はじめ諸経費を細部にまでわたって節減しながら各事業を実施し、財団の使命を果たすことを目指します。

1. 音楽祭、美術展覧会の事業に対する助成（寄附行為第 5 条 1）

音楽祭、美術展覧会開催等の芸術活動に対し助成する。申し込みは随時受け付け、年に 2 回、芸術活動助成選考委員会に諮って助成対象と助成金額を決定し、対象事業開始時にあわせて順次助成する。 20,000 千円

2. 若手芸術家の音楽会、美術展覧会等に対する助成（寄附行為第 5 条 2）

若手芸術家に対し発表の機会を設け、これを促進するのを目的として助成する。申し込みは随時受け付け、年に 2 回、芸術活動助成選考委員会に諮って助成対象と助成金額を決定し、対象事業開始時にあわせて順次助成する。 5,000 千円

3. 文化財の保全等のための事業・活動に対する助成等（寄附行為第 5 条 3）

人類共有の文化遺産を将来の世代に継承していくことを目的に、保全等のための事業・活動に対する助成を行う。申し込みは年 1 回受け付け、文化財保護助成選考委員会に諮って助成対象と助成金額を決定し、対象事業の実施状況に合わせて順次助成する。 39,505 千円

4. 大阪国際フェスティバルの開催（寄附行為第5条4、5）

平成20年に第50回の節目を迎えたが、会場のフェスティバルホールの建て替えにより、平成21年度から24年度まで同フェスティバルを休止している。ただこの間、大幅に規模を縮小して「大阪国際フェスティバル特別公演」を実施する。22年度は新国立劇場制作の「こどものためのバレエ劇場『しらゆき姫』」など3公演を主催する。

（4ページに「事業計画」）

71,371千円

5. 文化・学術等の向上に寄与した者に対する顕彰（寄附行為第5条6）

芸術家、学者等に対する顕彰を目的として朝日賞を贈呈する。近年の業績を主な対象に幅広く候補者を調査し、年末に開催する朝日賞選考委員会で数人を選定する。

27,700千円

6. 機関紙その他出版物の刊行（寄附行為第5条7）

「事業案内」や年報の「ASAHI SHIMBUN FOUNDATION」などを刊行し、財団の活動状況等の広報、告知につとめる。

300千円